

二二二 衆議院から受領後六十日を経過し、衆議院において憲法第五十九条第四項の規定により参議院が否決したものとみなす議決を行った法律案一覧表

国会 回数	件名	提出	衆議院 議決	本院 受領	衆議院にお ける憲法第 五十九 条第四項に よる議決	備考
第十三回	国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案（閣法第一六三号）	昭和 二七、四、一〇	五、三一 可決	五、三一	七、三〇	本院受領後六十一日 同日衆議院再議決
第十三回	国家公務員法の一部を改正する法律案（閣法第一九九号）	二七、五、一〇	五、二九 可決	五、二九	七、三〇	本院受領後六十三日 同日衆議院から両院協 議会請求（協議会にお いて協議未了）
第十三回	保安庁職員給与法案（閣法第二二八号）	二七、五、一〇	五、三一 可決	五、三一	七、三〇	本院受領後六十一日 同日衆議院から両院協 議会請求（成案を七 三一両院可決）
第百六五回	平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第二号）	平成 二〇、一、一八	二、二九 可決	二、二九	四、三〇	本院受領後六十二日 同日衆議院再議決
第百六五回	所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）	二〇、一、二三	二、二九 可決	二、二九	四、三〇	本院受領後六十二日 同日衆議院再議決

二二二 衆議院から受領後六十日を経過し、衆議院において憲法第五十九条第四項の規定により参議院が否決したものとみなす議決を行った法律案一覧表

第百六十三回	第百五十九回			国会 回次
衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（第五号）	地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第七号）	地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第六号）	地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）	件名
二五、四、一二	二〇、一、二五	二〇、一、二五	二〇、一、二五	提出
四二三 可決	二二九 可決	二二九 可決	二二九 可決	衆議院 議決
四、二三	二、二九	二、二九	二、二九	本院 受領
六、二四	四、三〇	四、三〇	四、三〇	衆議院における憲法第九十四条第五項による議決
同日衆議院再議決 本院受領後六十三日目	同日衆議院再議決 本院受領後六十二日目	同日衆議院再議決 本院受領後六十二日目	同日衆議院再議決 本院受領後六十二日目	備考